

 $\bigcirc$ 

 $\bigcirc$ 

# 愛 媛 県 報

発 行 **愛 媛 県** 

印 刷 岡田印刷株式会社

# 平成15年9月26日金曜日 第1495号

$\Diamond$	目	次	$\Diamond$
	告	示	

一部事務組合の規約の変更(2件)	991
医療機関の指定	991
指定医療機関の廃止	991
指定居宅支援事業者の指定(3件)	992
指定居宅サービス事業者の指定	992
指定居宅介護支援事業者の指定	993
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称の変更	993
指定居宅サービス事業を行う事業所の所在地の変更	994
指定居宅サービス事業を行う事業所の名称及び所在地の変更	994
指定居宅サービス事業の廃止	994
指定居宅介護支援事業を行う事業所の所在地の変更	995
指定居宅介護支援事業を行う事業所の名称及び所在地の変更	995
指定居宅介護支援事業の廃止	995
指定介護療養型医療施設の指定の辞退	995
土地改良事業の計画の変更の認可(2件)	995
県営土地改良事業の事業変更計画書の縦覧	996
村営土地改良事業の施行の関係書類の縦覧	996
解除予定保安林にする旨の通知(2件)	996
道路の区域変更(県道松山北条線)	
道路の供用開始( ″ )	997
道路の区域変更(県道野村城川線)	997
道路の供用開始( " )	
道路の区域変更(県道蔣淵下波線)	997
道路の区域変更(県道蔣淵下波線)	997
道路の区域変更(県道奥浦白浦線)	998
道路の供用開始( " )	998
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証の申請の公告	998
地方労働委員会告示	
あっせん員候補者の公示	998
任免辞令	
公営企業任免辞令	999
•	

# 告 示

#### ○愛媛県告示第1862号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 286条第 2 項の規定 により、次のとおり大洲地区内子運動公園事務組合の規約の 変更の届出があった。

平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

組合の事務所の位置を次のとおり変更する。

旧 喜多郡内子町大字内子 780 番地

新 喜多郡内子町内子1515番地

2 規約変更年月日

平成15年9月12日

#### ○愛媛県告示第1863号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 286 条第 2 項の規定 により、次のとおり内山衛生事務組合の規約の変更の届出が あった。

平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 変更事項

組合の事務所の位置を次のとおり変更する。

旧 喜多郡内子町大字内子 780 番地

新 喜多郡内子町内子1515番地

2 規約変更年月日

平成15年9月12日

## ○愛媛県告示第1864号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、次のとおり医療機関を指定した。

平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指 定番 号	開設者の氏 名又は名称	名 称	所 在 地	指 定年月日
2613	医療法人 青 峰 会	医療法人青峰会 チヨダクリニッ ク	八幡浜市川通り14 55 - 22	平成 15 .8 .6
2614	加藤壽一	加 藤 内 科	八幡浜市産業通 6 - 28	平成 15 .9 .1
2615	医療法人 陽 成 会	広瀬クリニック	今治市拝志3-1	平成 15 .9 .10
10605	有限会社 アメニティ・ラ イフ・エイド	飯岡調剤薬局	西条市飯岡字西原 2019	平成 15 .8 .1
10606	有限会社	オレンジ薬局	西宇和郡三瓶町大字朝立2番耕地1 - 45	平成 15 .8 .7
10607	総合メディカル 株式会社	そうごう薬局 港町店	八幡浜市416 - 1	平成 15 .9 .1
10608	有限会社 メディカルスタ イル	さつき薬局	南宇和郡御荘町平 城3562	平成 15 .9 .1
10609	株式会社 お ぐ に	おぐに薬局 砥部店	伊予郡砥部町大南 199	平成 15 .9 .1
10610	メディカルブレ ーン株式会社	柿 原 薬 局	宇和島市柿原甲13 52 - 4	平成 15 .9 .3
10611	有限会社 たけだ調剤薬局	ひまわり薬局	新居浜市中村松木 一丁目12 - 5	平成 15 .9 .3

## ○愛媛県告示第1865号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により指定した次の指定医療機関は、廃止年月日欄に掲げる日に廃止されたので、同項の規定による指定医療機関の指定の

効力は、同日をもって消滅した。 平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

指定番号	開設者名又は	の : 名	氏称	名	称	所	在	地	廃年	月	止日
2457	医療法人青 峰		会	八幡浜くし リニック	<b>ごら</b> ク	八幡沒 55 - 2	兵市川通 2	到14	平/ 12	戏 .4	.1

1857	医療久息	療法 <i>人</i> 葛田内	科图		田	内科	医	唍		北条市土手内52 - 1		.14
10373	有附大	マスタン 別	調	剤	オ	レン	ソシ	) 薬	局	西宇和郡三瓶町大 字朝立2番耕地8 -2	平成 15 .8	.4
10569	清	水	貴	行	ゎ	つ	₹	薬	局	南宇和郡御荘町平 城3562	平成 15 .8	31

## ○愛媛県告示第1866号

児童福祉法(昭和22年法律第 164 号)第21条の10第 1 項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。 平成15年 9 月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

<b>声</b>	指	定	居	宅	支	援	事	Į.	業	者		サービスの種類	指	定	居	宅	支	援	事	業	所	指	定
	名		称	主の	たる 所	事務戶 在 均		代	表者	の氏		リーこ人の種類	名			称		所	在	:	地	年月	月日
38000300097116	社会福祉社会福祉	止法人。 止協議:	長浜町 会	喜多種 浜甲4	郡長浜 180番:	町大写地の3	字長	美	野	石	吉	児童居宅介護	長浜町介護	町指足 事業月	定児重	直居宅	喜海	多郡	『長浜 80番 <sup>』</sup>	町大 地の	字長 3	平成 9 月	15年 11日

#### ○愛媛県告示第1867号

身体障害者福祉法(昭和24年法律第 283 号)第17条の4第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。 平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

声张老张口	指	定	居	宅	支	援	事		業	者		サービスの種類	指	定	居	宅	支	援	事	業	所	指	定
事業者番号	名		称	主7 の	たる 所	事 務 所 在 地		代表	表者	の氏		ソーこ人の性類	名			称		所	在	Ē	地	年月	I E
38000100110119	社会福祉	止法人:	光明会	西条市 23	市大町	776番均	也 ;	村	上	緑	葉	身体障害者居 宅介護	ヘル/ン水(		ステ-	<b>-</b> ショ	a 是 2:		大町	Ţ776	番地	平成19月	I5年 1日

# ○愛媛県告示第1868号

知的障害者福祉法(昭和35年法律第37号)第15条の5第1項の規定により、次のとおり指定居宅支援事業者を指定した。 平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	<b>声</b>	指	定	居	宅	支	援	事	業	耆	Í	サービスの種類	指	定	居	宅	支	援	事	業	所	指	定
事業者番号名	名		称	主がの	たる! 所	事務所在 地	ſ	大表者	の氏	名	リーころの作用	名			称		所	在	Ξ	地	年月	∄日	
	38000200126130	社会福祉 ち会	祉法人	いしづ	西条市	市兎之 322番 <sup>5</sup>	【山字上 地	西西	村	孝	志	知的障害者短 期入所	社会を					温泉郡 280 -		町下	林甲	平成9月	;15年 1日

# ○愛媛県告示第1869号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。 平成15年9月26日

介護保険	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称 又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの番箱	指定居宅サー	- ビス事業所	指定年月日
事業者番号	名称又は氏名	文 は 住 所	ケーころの程規	名 称	所 在 地	相处平方口
3870103516	医療法人社団 酉仁会	松山市中一万町 5 - 10	福祉用具貸与	うらや福祉用具貸与セ ンター	愛媛県松山市中一万町 3番地22	平成15年8月1日
3870103490	有限会社テイーエムコ ーポレーション	松山市北土居町449 - 6	痴呆対応型共同 生活介護	グループホームすみれ の園	愛媛県松山市畑寺3丁 目15-8	平成15年8月5日
3870200718	有限会社糸山タクシー	今治市高部甲154番地 1	訪問介護	糸山ケアサービス	愛媛県今治市高部甲15 4番地1	平成15年8月7日
3870200726	キングタクシー株式会 社	今治市延喜甲240番地 4	訪問介護	今治介護	愛媛県今治市延喜甲24 0番地4	平成15年8月7日

		T	Г	T		Г
3870800269	株式会社 コムスン	東京都港区六本木四丁目8番5号	訪問介護	株式会社 コムスン 四国中央ケアセンター	愛媛県川之江市上分町 358番地 1 メゾン興陽 105号	平成15年8月7日
3870900275	ウマ交通有限会社	伊予三島市中央三丁目 11番33号	訪問介護	新町ヘルパーセンター	愛媛県伊予三島市中央 三丁目11番33号	平成15年8月7日
3870400359	新愛商事株式会社	八幡浜市五反田 1 番耕 地1050番地	特定施設入所者 生活介護	ウェルフェア五反田	愛媛県八幡浜市五反田 1番耕地106番地	平成15年 8 月11日
3870501099	有限会社訪問介護サー ビスほほえみ	新居浜市中村一丁目10 番29号	訪問介護	有限会社訪問介護サー ビスほほえみ	愛媛県新居浜市中村一 丁目10番29号	平成15年8月12日
3870200734	有限会社ワードアイ	今治市東村五丁目 8 番 35号	福祉用具貸与	介護ショップおかげさ ん	愛媛県今治市東村五丁 目8番35号	平成15年 8 月13日
3871000315	有限会社 ほほえみ	伊予市大平甲79番地 1	通所介護	宅老所 ほほえみ	愛媛県伊予市大平甲79 番地 1	平成15年8月14日
3870400367	社会福祉法人 白寿会	松山市天山二丁目5番 5号	訪問リハビリテ ーション	指定訪問リハビリステ ーション西安	愛媛県八幡浜市大平 1 番耕地870番地 2	平成15年8月14日
3873800373	有限会社 清水商事	大洲市徳森1513 - 4	痴呆対応型共同 生活介護	グループホーム 宇和 ひまわり	愛媛県東宇和郡宇和町 坂戸336 - 1	平成15年8月19日
3870600479	有限会社 みらい館	西条市樋之口327番地 の 2	痴呆対応型共同 生活介護	グループホーム くれ ない	愛媛県西条市樋之口38 0番地の1	平成15年8月19日
3870600461	有限会社 シグマ企画	西条市大町841番地 6	福祉用具貸与	サンケアネット	愛媛県西条市大町841 番地 6	平成15年 8 月19日
3870103508	医療法人 創実会	松山市六軒家町 3 番19 号	福祉用具貸与	ケアレンタルさわや家	愛媛県松山市六軒家町 3番19号	平成15年8月20日
3870600487	株式会社 クリーンテック	西条市ひうち18 - 9	通所介護	デイサービスセンター クリーンテック	愛媛県伊予三島市中之 庄町621 - 1	平成15年8月22日
3810112122	医療法人 愛聖会	松山市南梅本町1136番 地の2	通所リハビリテ ーション	増田整形外科	愛媛県松山市南梅本町 1136番地の2	平成15年8月25日
3870501107	有限会社 アシストジャパン	松山市久米窪田町1164 番地 3	訪問介護	アシストジャパン ヘルパーステーション 東予	愛媛県新居浜市東雲町 二丁目12番44号	平成15年8月26日
3874000353	社会福祉法人 御荘福祉施設協会	南宇和郡御荘町平城52 72	痴呆対応型共同 生活介護	グループホーム みしょうの里	愛媛県南宇和郡御荘町 平城2020	平成15年8月26日
3873700383	医療法人社団みのり会	西宇和郡三瓶町朝立 2 - 1 - 7	痴呆対応型共同 生活介護	グループホーム まほろば	愛媛県西宇和郡三瓶町 朝立2-1-7	平成15年8月28日
3873700375	医療法人社団 みのり会	西宇和郡三瓶町朝立 2 - 1 - 7	通所介護	デイサービスセンター まほろば	愛媛県西宇和郡三瓶町 朝立2-1-7	平成15年8月28日
3870200742	姫屋株式会社	今治市南日吉町一丁目 2番20号	福祉用具貸与	姫屋株式会社	愛媛県今治市南日吉町 一丁目2番20号	平成15年8月28日
3811228042	医療法人 弘仁会	東予市三津屋南 9 - 10	訪問リハビリテ ーション	共立病院	愛媛県東予市三津屋南 9 - 10	平成15年8月28日
3811028152	医療法人 サマリヤ会	伊予市米湊266 - 1	通所リハビリテ ーション	木村脳神経外科	愛媛県伊予市米湊266 - 1	平成15年8月29日

# ○愛媛県告示第1870号

介護保険法(平成9年法律第123号)第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。 平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称 又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	指定居宅介言	雙 支 援 事 業 所	指定年月日
事業者番号	名称 又は氏名	文 は 住 所	ソーころの程料	名 称	所 在 地	11 年 年 月 日
3871000307	有限会社 ほほえみ	伊予市大平甲79番地 1	居宅介護支援	ほほえみ指定居宅介護 支援事業所	愛媛県伊予市大平甲79 番地 1	平成15年8月13日
3870800277	医療法人 雄康会	川之江市金生町下分14 23番地	居宅介護支援	在宅支援センター レオナ	愛媛県川之江市金生町 下分1423番地	平成15年8月13日

# ○愛媛県告示第1871号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事業所の名称を変更した旨の届出があった。

平成15年 9 月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

	<b>举</b> /	指定居宅	ミサービス	開設	· 者(	の主	たる	3	+_ ビュ	指	定	居	宅	サ	_	ビ	ス	事	業	所		111	7
介	護 保 険 業者番号	事業者の		開設事務		の所	在均	也	サーヒスの 種 類	名	7				7	称		<u> </u>	<del>/-</del>	+14-	届年	出 月日	- 1
<b>*</b>	未日田与	名 称 又	は氏名	又	は	住	P.	听	りが生まれ	变	更	前		变	更	後	7 ′	听	1土	地	-	7 4	
38′	10410096	医療法人	青峰会	八幡? 46 -	浜市五 1	i反田	1 - 1	١	通所リハ ビリテー ション	医療法費の	チョ	ーショ	↑ │ ≢	・ぃヶ	チヨ <sup>.</sup>	ダクリ	八巾 22	幡浜市	新川	1455 -	平月8月	成15年 月 1 日	

# ○愛媛県告示第1872号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事 業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

Λ <del>*</del>	指定居宅サービス	開設者の主たる	11 12 J	指	定	居	宅	サ	_	ビ	ス 事	業	所	
介 護 保 険 事業者番号	事業者の開設者の	事務所の所在地	サービスの 種 類	名		称	,	A	f		在		地	届 出
<b>子</b> 来日田 5	名称又は氏名	又 は 住 所	リン リエ 大兵			17	`	变	更	前	変	更	後	T / ) H
3860190127	医療法人社団 酉仁会	松山市中一万町 5 - 10	訪問看護	うらや ーショ	訪問	看護ス	テ	愛媛県 万町 3	₹松山 3 - 11	市中一		県松山 3 - 22	1市中一 2	平成15年 8月1日
3870300443	有限会社 アポトライ	宇和島市丸之内 3 - 2 - 1	訪問介護	ラポーテーシ		ルパー	·ス	愛媛県 美須町 3号	學字和 [1]	島市恵目1番	愛媛 美須 1号	県宇和 町1丁	島市恵 目1番	平成15年 8月4日
3870102708	有限会社 若葉	松山市内宮町552 - 1	訪問介護	若葉訪	問介	護事業	所	愛媛県 町二丁		市和気 5 - 5	愛媛 町55		市内宮	平成15年 7月22日

#### ○愛媛県告示第1873号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事 業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

<b>△ 维 / P </b>	指定居宅サービス	開設者の主たる	<b>+</b> _ ビフ	指	定	. 居	宇	サ		_	ビ	ス	事	業	所		ш
介 護 保 険 事業者番号	事業者の開設者の	事務所の所在地	の種類		名	, 1	利	ĭ			所	i i	在 均	b		届年月	, 밤
<b>子</b> 来日田 5	名称又は氏名	又 は 住 所	リン リエ 大兵	変	更	前	変	更後	į	変	更	前	変	更	後	T /J	, 11
3870400201	医療法人 青峰会	八幡浜市五反田 1 - 1046 - 1	通所介護	チヨケビス	ヺデイ	サー	ウェルイサー	レ五反田 - ビス	デ	愛媛県 新川1		浜市 22	愛媛県 五反日 106番	11	番浜市 番耕地	平成1	15年 1日

# ○愛媛県告示第1874号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり指定居宅サービス事 業者を廃止した旨の届出があった。

平成15年9月26日

介護保険	指定居宅サービス	開設者の主たる事務所の所在地	サ ビュの揺粕	廃止に係る指定居	宅サービス事業所	届出年月日
事業者番号	指定居宅サービス 事業者の開設者の 名称 又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地 は 住 所	サービスの種類	名 称	所 在 地	曲山牛月口
3870100876	ジェイ・アイセクリデ ータ株式会社	松山市西石井 2 - 1 - 30	福祉用具貸与	ジェイ・アイセクリデ ータ株式会社	愛媛県松山市西石井 2 - 1 - 30	平成15年8月4日
3870101262	ダイワ薬品株式会社	松山市問屋町 9 - 29	福祉用具貸与	ダイワ薬品株式会社	愛媛県松山市問屋町 9 - 29	平成15年8月1日
3810129639	医療法人社団 酉仁会	松山市中一万町 5 - 10	福祉用具貸与	浦屋病院	愛媛県松山市中一万町 5番地10	平成15年7月31日
3873400117	面河村	上浮穴郡面河村渋草24 31	訪問介護	面河村指定訪問介護事 業所	愛媛県上浮穴郡面河村 渋草2431	平成15年 3 月31日
3860590839	医療法人 かとうクリニック	新居浜市船木甲2582 - 2	訪問看護	訪問看護ステーション 船木	愛媛県新居浜市船木甲 3836	平成15年8月20日

# ○愛媛県告示第1875号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

^ <del>**</del> /D <b>!</b> A	指定居宅	介護支援	開設者	<del>.</del> ທ =	<u></u>	: る	+_ レフ	指	定	居	宅	介	護	支	援	事	業	所	
介 護 保 険 事業者番号	事業者の	開設者の	事務所		デ 在	土地	の種類	名		和	÷	F	沂		在		ţ	也	届出年月日
尹未日田つ	名称又	は氏名	又 ld	1	住	所	り作業を	П		14	JV.	変	更	前		変	更	後	<b>+</b> /3 L
3870102716	有限会社	若葉	松山市内	宮町5	552 -	1	居宅介護 支援	若葉居 業所	宅介	護支援	援事	愛媛』	県松山 丁目93	市和复 5 - 5		發媛県 「552 -		市内宮	平成15年 7月22日

## ○愛媛県告示第1876号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

<b>企業程除</b>	指定居宅介護支援	開設者の主たる	+- ビフ	指	定	居	宅	介	護	支	援	事	業	所	E 4
介 護 保 険 事業者番号	事業者の開設者の	事務所の所在地	の種類		名		稅	Ŗ			所 i	生 ±	也		届出年月日
尹未日田う	名称又は氏名	又 は 住 所	りり「主大只	変	更	前	変	更 後		変 更	前	変	更	後	+ /3 L
3870400037	医療法人 青峰会	八幡浜市五反田 1 - 1046 - 1	居宅介護 支援	チヨク支援事	ブ居宅? 事業所	介護	ウェ川 宅介護 所	/五反田/ 【支援事】	11 3	愛媛県八 新川1455	幡浜市 - 22	愛媛! 五反! 106番	日1智	番浜市 番耕地	平成15年 8月1日

#### ○愛媛県告示第1877号

介護保険法(平成9年法律第123号)第82条の規定により、指定居宅介護支援事業者から、次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があった。

平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険	指定居宅介護支援 事業者の開設者の 名称 又は氏名	開設者の主たる事務所の所在地	サービスの種類	廃止に係る指定居	宅介護支援事業所	- 届出年月日
事業者番号	名称 又は氏名	文 は 住 所	リーころの程料	名 称	所 在 地	
3870200437	株式会社平野	今治市北宝来町 2 - 2 - 22	居宅介護支援	居宅介護支援事業所平 野薬局	愛媛県今治市北宝来町 二丁目2番地22	平成15年8月30日
3810128847	医療法人和光会	松山市土橋町3-1	居宅介護支援	土橋共立病院	愛媛県松山市土橋町 3 - 1	平成15年8月1日
3870500216	新居浜市	新居浜市一宮町 1 - 5 - 1	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業 所新居浜市	愛媛県新居浜市一宮町 1 - 5 - 1	平成15年8月1日
3813510108	医療法人高瀬内科胃腸 科	伊予郡松前町出作539	居宅介護支援	高瀬内科胃腸科	愛媛県伊予郡松前町出 作539 - 1	平成15年 6 月30日
3873400133	面河村	上浮穴郡面河村渋草24 31	居宅介護支援	指定居宅介護支援事業 所面河村	愛媛県上浮穴郡面河村 渋草2431	平成15年 3 月31日

# ○愛媛県告示第1878号

介護保険法(平成9年法律第123号)第113条の規定により、次のとおり指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。 平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

介護保険	指定介	護療養型 の開設者の	開設者事務所	の主の所	た る 在 地	サービスの種類	辞退に係る排	1定介	護療養	型医療	施設	届出年月日
事業者番号	名称 又		又がは	住	任斯	リーころの程規	名	称	所	在	地	用山牛月口
3813210162	医療法人	良仁会	越智郡大 18 - 1	三島町	宮浦53	介護療養型医療 施設	大三島中央病院		愛媛県 宮浦53	越智郡大 18 1	三島町	平成15年 8 月25日

# ○愛媛県告示第1879号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第1項の規定

により、新居浜市高柳土地改良区から認可申請のあった土地 改良事業(維持管理)の計画の変更を平成15年9月16日認可 した。

平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛炫宗和事 加 尸 寸 仃

#### ○愛媛県告示第1880号

土地改良法(昭和24年法律第 195 号)第48条第 1 項の規定により、今治市富田地区土地改良区から認可申請のあった土地改良事業(維持管理)の計画の変更を平成15年 9 月16日認可した。

平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

#### ○愛媛県告示第1881号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の 規定により、西宇和郡三瓶町地域に係る県営土地改良事業計 画を変更したので、同条第6項の規定において準用する同法 第87条第5項の規定により、次のとおり土地改良事業変更計 画書の写しを縦覧に供する。

平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

県営土地改良事業(農業用用排水施設整備事業、農業用 道路整備事業、農地保全事業・朝立東地区)変更計画書の 写し

2 縦覧期間

平成15年9月29日から10月27日まで

3 縦覧場所

三瓶町役場

#### ○愛媛県告示第1882号

美川村から協議のあった村営土地改良事業(ほ場整備事業・沢渡地区)の計画の変更は、適当と認められるので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の3第5項及び第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

1 縦覧に供すべき書類の名称

村営土地改良事業(ほ場整備事業・沢渡地区)変更計画 書の写し

2 縦覧期間

平成15年9月29日から10月27日まで

3 縦覧場所

美川村役場

#### ○愛媛県告示第1883号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第 249 号)第30条の規定により告示する。

平成15年 9 月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所 伊予郡双海町大字高野川字新田原甲 950 の 3、甲 952 の 5、甲 955 の 4、甲 955 の 5、甲 956 の 3、甲 956 の 4、 甲 966 の 3、甲 966 の 4、甲 982 の 2、甲 984 の 3
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由道路用地とするため

#### ○愛媛県告示第1884号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第 249 号)第30条の規定により告示する。

-111. -C.111 - -111. -C.111 - -111. -C.111 - -111.

平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所 東宇和郡野村町大字旭29の2(国有林。次の図に示す部 分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び野村町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

# ○愛媛県告示第1885号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年9月26日

道路の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道	松山北条線	松山市菅沢町甲919番 2 から		旧	メートル 58~70	キロメートル 0.042	
· 是	14 四 4 5 赤緑	同町乙425番7まで		新	18 D~29 D	0 .042	

# ○愛媛県告示第1886号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県 道	松	仙北条	線	松山市菅沢		2から					平成15年 9 月26日

## ○愛媛県告示第1887号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	の種類	路	線	名	区	間	旧・新別	敷幅	地	の 員	延長		備	考
県	道	m z	++++:111	<b>ル</b> 白	市宁和邢州町十字四種1077至2		旧	メート	·ル )~1	0 4	キロメート 0 .019	ル		
宗	坦	<b>≝</b> ]′	村城川	級	東宇和郡城川町大字田穂1077番 2		新	12 2	2 ~ 1	0.8	0 .019			

#### ○愛媛県告示第1888号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、八幡浜地方局宇和土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	の種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	野	村城川	線	東宇和郡城	川町大字田	穂1077番 2					平成15年 9 月26日

## ○愛媛県告示第1889号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路	の種類	路線名	区	間	旧・新 別	敷地の幅員	延 長	備考
県	道	蔣淵下波線	宇和島市蔣淵1001番 1 から		旧	メートル 8.6~18.3	キロメートル 0.033	
宗   	旦	滑/ጠト/及縁	同市蔣淵988番1地先まで		新	11 0~20 5	0 .033	

# ○愛媛県告示第1890号

道路法(昭和27年法律第 180 号)第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月26日

道路の種類	路線名	区	間	旧・新別	敷 地 の幅 員	延長	備考
県 道		宇和島市蔣淵460番 2 地先		旧	メートル 12.6~20.5	キロメートル 0.023	
県 道	蔣淵下波線	于州岛印料 <i>加</i> 400金 2 地先		新	13 .6 ~ 20 .5	0 .023	

#### ○愛媛県告示第1891号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路(	の種類	路	線	名	区	間	旧・新 別	敷幅	地の員	延長	備考
県	道	奥浦白浦線	4白	北宇和郡吉田町大字奥浦字中	旧		ル )~ 5.8	キロメートル 0.031			
		类	用口用	級	同字甲242番 4 地先まで		新	4 .0	~ 8.4	0 .031	

#### ○愛媛県告示第1892号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。 その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。 平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路σ	種類	路	線	名	供	用	開	始	Ø	X	間	供用開始の日
県	道	奥	!浦白浦	線	北宇和郡吉			243番 1 地分	先から			平成15年 9 月26日

公 告

# 〇公 告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成15年9月26日

愛媛県知事 加 戸 守 行

申請年月日	日 特定非営利活動法人の名称			の氏	名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的		
平成15年9月17日	特定非営利活動法人あいあいつどいの家	渡	部	美	保	松山市勝岡町1098番地 2	この法人は、一般地域住民に対して、生活 全般にわたる援助に関する事業及び文化事 業を行い、公益に寄与することを目的とす る。		

# 地方労働委員会告示

# ○愛媛県地方労働委員会告示第1号

労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定により、あっせん員候補者を次のとおり公示する。

平成15年9月26日

愛媛県地方労働委員会

会長白石喜徳

愛媛県地方労働委員会あっせん員候補者名簿

氏 名	現 職 又 は 地 位	委員経歴	住 所	委嘱年月日
白石喜徳	愛媛県地方労働委員会会長 弁護士	26~36期	松山市	平成15年 8 月25日
山下泰史	愛媛県地方労働委員会会長代理 弁護士	34~36期	松山市	"
宇都宮 純 一	愛媛県地方労働委員会委員 愛媛大学法文学部教授	35~36期	松山市	11
川東英子	愛媛県地方労働委員会委員 松山東雲女子大学人文学部教授	36期	松山市	11
青 山 保 子	愛媛県地方労働委員会委員 社会保険労務士	36期	松山市	11
松本修次	愛媛県地方労働委員会委員 連合愛媛副会長 全国一般労組愛媛地方本部書記長	30~36期	松山市	11
河 野 廣 美	愛媛県地方労働委員会委員 連合愛媛会長 宇和島自動車労組特別執行員	32~36期	松山市	11
黒田米市	愛媛県地方労働委員会委員 連合愛媛副会長 伊予鉄労組執行委員長	36期	松前町	11
内 堀 良 雄	愛媛県地方労働委員会委員 連合愛媛副会長 UIゼンセン同盟愛媛県支部長	36期	松山市	"
木原忠幸	愛媛県地方労働委員会委員 連合愛媛副会長 住友重機労組連合会愛媛地方本部執行委員長	36期	東予市	II
渡邉一志	愛媛県地方労働委員会委員 今治産業交通(株)代表取締役社長	33~36期	今 治 市	"
池内義直	愛媛県地方労働委員会委員 南海放送(株)常勤監査役	35~36期	松山市	11
西村 洋	愛媛県地方労働委員会委員 愛媛県経営者協会専務理事	36期	松山市	11
西川信一	愛媛県地方労働委員会委員住友化学工業(株)愛媛工場総務部長	36期	新居浜市	11
村 上 聖	愛媛県地方労働委員会委員村上工業(株)取締役副社長	36期	大洲市	II
篠 原 功	愛媛県地方労働委員会事務局長		松前町	11
木 原 敏 夫	愛媛県地方労働委員会事務局次長(兼)総務課長		松山市	11
重見直生	愛媛県地方労働委員会事務局調整課長		松山市	"

# 任免辞令

# ○公営企業任免辞令

9月5日

愛媛県技術吏員 森 岡 百合子

願により本職を免ずる

9月16日

木 戸 麻里恵

愛媛県技術吏員に任命する 医療職(三)2級を命ずる 技師を命ずる 県立北宇和病院勤務を命ずる

平成15年 9 月26日	愛 媛	県	報	第1495号